

福祉・医療制度について

高額医療・高額介護合算制度

1ヶ月に医療機関等の窓口で支払った一部負担金、及び介護保険の自己負担の合計が著しく高額になったとき、その超えた額は申請により後日支給されます。申請にあたっては領収書の原本が必要となりますので保管しておきます。この制度は新しく始まった制度のため、2008年度分は16ヶ月間となり、支給申請の受付は2009年8月からとなります。尚、2009年8月以降は限度額が変更されます。

高額医療・高額介護合算制度自己負担限度額(2008年4月1日～2009年7月31日)

		後期高齢者医療 制度 + 介護保険	被用者保険 又は国保 + 介護保険 (70～74歳の世帯)	被用者保険 又は国保 + 介護保険 (70歳未満の世帯)
		現役並所得者	89万円	89万円
一般		75万円	75万円(※)	89万円
低所得者	II	41万円	41万円	45万円
	I	25万円	25万円	

(※)軽減特例措置により、一般所得者による70～74歳の世帯の算定基準は56万円とされています。

重症障害老人健康管理費支給制度

次の①～③に該当する方が医療を受ける時、一部負担金(食事・居住費・利用料は除く)を助成します。(所得制限あり)

- ①1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方
- ②知能指数が35以下と判断された方
- ③3級の身体障害者手帳を持ち、かつ、知能指数が50以下と判断された方

※くわしくは各市町村までお問い合わせください。



所得制限額	
本人	配偶者・扶養義務者
3,604,000円以下	6,287,000円未満

老人医療費支給制度

医療保険に加入している65歳以上70歳未満の方で次の①又は②に該当する方は老人保健と同様の一部負担金額で医療を受けられます。(訪問看護ステーションは除く)また、一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた額が後日支給されます。(領収書などが必要です)

- ①所得税が課せられてない世帯の方
- ②寝たきり、ひとり暮らし、老人世帯に属する方

所得制限額	
本人	配偶者・扶養義務者
1,595,000円以下	6,287,000円未満

在宅医療についての相談をお受けします

お気軽に
お問い合わせ
ください

京都府医師会 在宅医療サポートセンター

電話 (075) 315-5274・FAX (075) 315-5290

ホームページ <http://www.kyoto.med.or.jp/member/support/index.html>

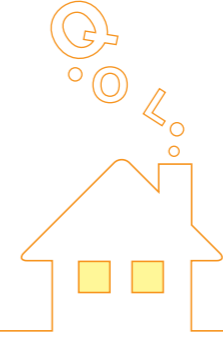
介護保険について困りごと、相談がございましたら下記の窓口へご相談下さい。

- ◎京都市にお住まいの方は……区役所・支所福祉介護課、京北出張所福祉担当
- ◎京都市外の京都府内各市町村にお住まいの方は……保健所、市役所、町村役場

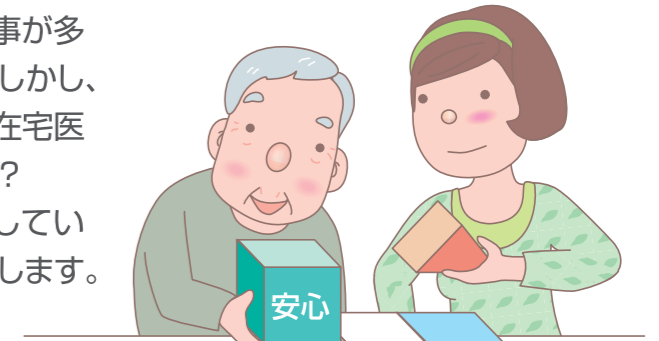
(社)京都府医師会

〒604-8585 京都市中京区御前通松原下ル TEL:075-312-3671 (代表)
<ホームページ><http://www.kyoto.med.or.jp> <E-mail>kma26@kyoto.med.or.jp
●発行 WINTER 2008●

在宅医療について



「在宅医療」は、テレビなどのメディアで取り上げられる事が多くなり、耳にした事がある人も少なくないかと思えます。しかし、高齢社会をむかえ、変化していく医療制度の中、実際に「在宅医療」とはどのような制度なのか理解されているのでしょうか? 医療・看護等を自宅で受ける「在宅医療」を上手に活用していただくために今回のBe Wellでは、「在宅医療」をご紹介します。

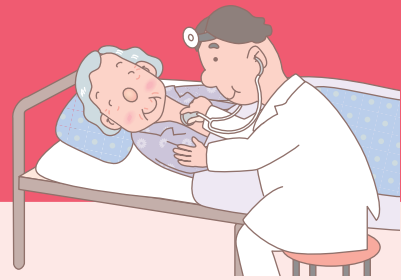


在宅療養17箇条 ～その人らしい人生のために～



- 第1条 一步踏み出す勇気があれば、在宅療養の可能性は誰にもあります。
- 第2条 住み慣れた自宅で過したい、過させたい、少しでもそう考えたなら、専門家に相談してください。
- 第3条 自宅で療養することを決めたなら、訪問診療をしてくれる医師を見つけましょう。
- 第4条 自宅で療養することを決めたなら、介護保険の申請をしましょう。
- 第5条 ケアマネジャーはあなたの生活を支援してくれます。希望や悩みを遠慮なく伝えましょう。
- 第6条 訪問看護師は本人・家族にとって頼りになる助っ人です。医師にとっても最も強力なパートナーです。
- 第7条 生活を維持・向上するためのリハビリを自宅でも継続することが可能です。
- 第8条 歯科医が訪問し、入れ歯を作ったり、虫歯の治療が自宅で出来ます。肺炎の予防に口腔ケアを受けましょう。
- 第9条 薬剤師の訪問による、お薬に関する相談や指導を受けることが可能です。
- 第10条 自宅で安全に暮らすためや生活の範囲を広げるため福祉用具の使用や住宅改造を考えましょう。
- 第11条 一人での介護は大変です、協力してくれる家族、親戚、友人がいる場合は役割分担をしましょう。
- 第12条 介護者が疲れた時、疲れる前に利用できるサービスがあります。
- 第13条 急変時はどうするか、看取りはどうするか、あらかじめ皆で話し合っておきましょう。緊急連絡先の一覧表を作っておけば安心です。
- 第14条 医療費や介護費用が高額になった時、認知症の症状で困った時、一人暮らしで不安な時などに受けられる制度があります。
- 第15条 同じような悩みを持った人に相談したり、話を聞いてもらうと気持ちが楽になります。
- 第16条 独居の方、認知症の方を地域で支えるには、周囲の見守りと理解が大切です。
- 第17条 在宅療養に固執する必要は全くありません、在宅療養が困難になったら、皆で次の一手を考えましょう。

在宅医療チーム



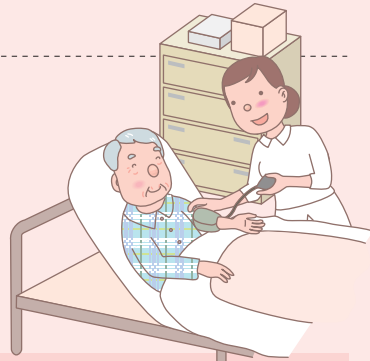
- 主治医
- 専門医
- 訪問看護師
- 歯科医
- 歯科衛生士
- 薬剤師
- 栄養士

訪問診療

訪問診療とは、医師が、通院困難な患者さんに対して定期的に自宅等に訪問して診療することを言います。急病などで、患者さんの求めに応じて自宅等に赴き診療する往診とは異なります。医療技術の進歩などにより、自宅で、酸素療法、点滴、経管栄養などの医療処置や治療を受けることも可能です。また、がんの痛みを和らげるための麻薬の使用などによる緩和ケアを受けることも出来ます。

訪問看護

訪問看護とは、医師の指示に基づき、計画的に訪問看護ステーションや医療機関から看護師等が患者さんの自宅等を訪問し、清拭入浴の介助、病状の観察、処置などを行います。医師やケアマネジャーと連携し、在宅医療を支えます。



訪問看護は次のようなサービスを提供しています。

■療養上のお世話 身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導	■医師の指示による医療処置 かかりつけ医の指示に基づく医療処置
■病状の観察 病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック	■医療機器の管理 在宅酸素、人工呼吸器などの管理
■ターミナルケア がん末期や終末期などでも、自宅で過ごせるよう適切なお手伝い	■床ずれ予防・処置 床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て
■在宅でのリハビリテーション 拘縮予防や機能の回復、嚥下機能訓練等	■認知症ケア 事故防止など、認知症介護の相談・工夫をアドバイス
■ご家族等への介護支援・相談 介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応	■介護予防 低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス

京都府訪問看護ステーション協議会 TEL: (075) 222-0323 FAX: (075) 222-0528
〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地ハートピア京都 7階(京都府ナースセンター内)

訪問歯科診療

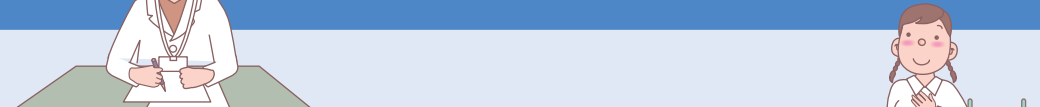
訪問歯科診療は歯科医院に通院困難な方に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問して歯科治療や口腔ケアを行うものです。下記のような、歯科医院で行うほとんど全ての治療がご自宅や施設で受けることが可能です。

1. 虫歯、歯周病の治療、予防
2. 入れ歯の作製、修理、調整
3. 口腔ケアで感染症予防 誤嚥性肺炎の予防
4. 摂食嚥下障害のリハビリテーション

(社)京都府歯科医師会 口腔サポートセンター
 京都府歯科医師会では口腔サポートセンターを創設し、訪問歯科診療や口腔ケアの相談に応じています。
 TEL: (075) 812-8492
 HP: <http://www.kyoto-dental-8020.or.jp>

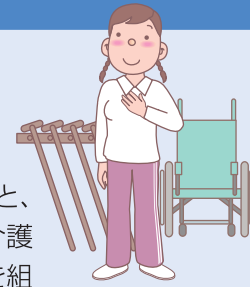
在宅ケアチーム

- ケアマネジャー
- 訪問系サービス
- リハビリスタッフ
- 通所系サービス
- リハビリスタッフ
- ホームヘルパー
- 医療スタッフ
- 介護スタッフ



ケアマネジャー

ケアマネジャーは利用者の状態にあわせて本人、家族は勿論のこと、主治医やサービス提供者と一緒に考えながらケアプランを作り、介護保険のサービスをはじめ、医療、福祉、その他さまざまなサービスを組み合わせ、自立した生活ができるように助言し、支援をします。



在宅医療は チームで支えます



在宅患者訪問薬剤管理指導

処方された薬を確実に服薬することが重要ですが、飲み忘れや自ら服薬を中止しているケースも多く見られます。理由として、物忘れが原因で服薬が不規則になったり、身体が不自由な為、薬局に薬が取りにいけないなどが考えられます。服薬の管理は安全な在宅療養のために重要です。在宅患者訪問薬剤管理指導とは薬剤師が在宅で療養しておられる方の自宅に訪問し、薬に関する説明や相談、服薬の支援や管理を行います。訪問するには医師の指示が必要です。主治医の先生に相談してください。

(社)京都府薬剤師会 TEL: (075) 551-0376
 HP: <http://www.kyotofuyaku.or.jp/>

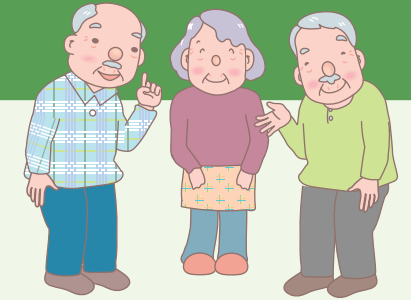
介護施設

- 介護老人保健施設
- 介護老人福祉施設
- 介護療養型医療施設 等



地域

- 地域包括支援センター
- 民生児童委員
- 老人福祉員
- 社会福祉協議会
- 近隣の住民
- ボランティア
- インフォーマルサービス
- ・主任ケアマネジャー
- ・保健師(看護師)
- ・社会福祉士
- ・配食サービス
- ・移送サービス 等



地域包括支援センター

高齢者の介護に関する相談や保健・医療・福祉の相談などを受け付けます。お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談下さい。 ※地域包括支援センターに関する情報は、お住まいの市区町村までお問い合わせ下さい。

民生委員・児童委員・老人福祉員

地域の身近な相談相手として民生委員・児童委員及び老人福祉が配置されています。福祉に関する相談・援助活動、一人暮らしの高齢者を訪問し、安否確認や話し相手となり地域の高齢者を見守っています。

病院

- 医師
- 薬剤師
- 医療スタッフ
- 看護師
- 栄養士
- 介護スタッフ

地域連携室

- 退院調整看護師
- メディカルソーシャルワーカー



入院中に、退院後の生活や療養について相談するには？

多くの病院で入院中の患者さんや家族からの相談を受け付ける窓口が設けられるようになりました。病院によって名称や部署は異なりますが、地域連携室がその機能を果たしていることが多いようです。介護や福祉制度についての相談や手配、退院に向けて、在宅での主治医やケアマネジャーとの連絡・調整などを行なっています。詳しくは、各病院にお尋ね下さい。